

散骨「善-ZEN-」約款

その1. 粉骨について

ご遺骨は、ご遺骨と分からない位の状態（2mm以下の粉末状）に粉骨します。

【未粉骨のご遺骨は、「墓地・埋葬等に関する法律」「刑法 190 条の規定する死体（遺骨）遺棄罪」に抵触する恐れがあるため散骨できません。】

一度粉骨したご遺骨は元の状態に戻すことができませんのでご了承願います。

ご遺骨全てを散骨するか一部を手元供養用にお残しになるかは申込書の内容に沿うものとします。

その2. 申込者の条件について

①ご本人（生前）によるお申し込み

ご本人のほか、次の方の同意が必要です。

- イ) ご本人と身分上最も近い関係で、喪主になるであろうと予想される人
- ロ) 家族・親族
- ハ) 後見人

必要書類（役場等に提出するものではありません。当社管理用に使用します。）

1. 申込書、同意書
2. ご本人の身分証明書の控え
3. 同意者の身分証明書の控え ※同意者は申込時に成人であること
4. 同意者がイ)、ロ) の場合…戸籍謄本の控え
同意者がハ) の場合…後見人である事を証明する書類の控え

②家族・親族によるお申し込み

必要書類（役場等に提出するものではありません。当社管理用に使用します。）

1. 同意書
2. 埋・火葬許可書の原本
3. 申込者の身分証明書の控え ※申込者は申込時に成人であること

③第三者（ソーシャルワーカー、後見人等）によるお申し込み

必要書類（役場等に提出するものではありません。当社管理用に使用します。）

1. 同意書
2. 埋・火葬許可書の原本
3. 申込者の身分証明書の控え
4. 後見人である事を証明する書類の控え
5. 本人が散骨を希望する遺言書があればその控え

その3. 散骨条件について

宗教・宗派を問わず、いかなる人のご遺骨も散骨することができます。
人骨以外のものは散骨できません。

その4. 散骨について

粉骨したご遺骨を散骨場および指定の海域に撒きます。
一度散骨したものは取り戻すことができません。

その5. 散骨場の管理について

散骨場の環境整備及び管理については当社が責任を負います。
天変地異その他管理者の責任に帰すべき事由によらない散骨場の損壊、または不法侵入者による人災があった場合については、一切その責任を負わないものとします。

その6. 料金について

料金は別紙に定めます。
申込者は当社に対して別紙に定めた金額をご遺骨お預け時までにお支払い頂くこととします。

その7. ご遺骨のお預かりについて

ご遺骨は基本、ゆうパックでお送りいただくこととなります。
遺骨をお預かり後のキャンセルは原則的には致しかねます。

その10. 契約の変更・解除

申込者は契約の全部又は一部を解除することができます。
但し、すでに手配済みの費用、変更に係る費用は申込者負担となります。